

# 郷土あらいこい

第15号

発行 あさる野市教育委員会 東京都あさる野市二宮350 電話 042-558-1111 FAX 042-558-1560

## 五日市憲法に学ぶ

郷土史家 石井道郎

### はじめに

鮎子 「憲法」とは一体どういうもの。

父 近代憲法は一口に言えば国家権力に対する国民の人権保障の書だね。

鮎子 それは国民から政府に要求するものなの。

父 歴史の示すところではそうだね。1789年のフランス革命で、封建期以来の特権的支配層に対し新興市民達がつきつけた人権宣言書が起源といわれている。

杉夫 憲法は国の最高法規で国家の統治機構をきめたものではないですか。

父 いや人権保障が先だ、統治機構は人権保障を可能にするものでなければならぬ、その為国家は権力の集中をさけ通常立法・行政・司法（裁判所）に分けられる。

鮎子 モンテスキューの三権分立ね。

杉夫 それでは人権保障が目的で、統治機構は手段ということになりますね。

父 その通りだ。立憲国家は権力を分散・制限して国民の人権を保障する。

### 1. 五日市憲法草案の作成とその終焉

父 維新政府は先進国に追いつくため、近代化の諸施策に熱中した。金はいくらあっても足りない。江戸時代の年貢に勝るとも劣らない重税を課し、ご一新で楽になると思った庶民の期待に反した。教育費も兵役も庶民にとっては新しい負担だ。民権家達は藩閥政権の専制を攻撃し、政治参加のため国会開設を目指した。その過程で憲法作成も考えた。

杉夫 当時の庶民に西洋流の人権意識なんてあったのですかね。

父 五日市憲法草案の起草者千葉卓三郎についていえば西洋の思想書・法律書は出版をまって購読した形跡がある。仙台藩郷士の倅という生い立ちは政権から疎外され民権運動家になるのは宿命ともいえた。

杉夫 民権運動家は政府を攻撃する一方、庶民を啓蒙する役割を演じたのですね。

父 土佐の植木枝盛など「さてさて皆さん、世にも貴き宝物をご存じか、金の成る木かはたまた見目よき女房かーいやいや皆さん、それは人間なら誰も持っている自由と申すものでござるぞ」などと当時流行のチョボクレ（風刺俗謡）調に演説したり著述したり、奮迅の活躍をしている。

鮎子 自由で人権を代表しているのね。

父 自由権は人権の核で人身の自由から精神上の自由まで幅が広い。平等権・所有権などと共に当時の人権を形成した。

杉夫 憲法作成の直接動機は。

父 明治13年11月に開かれた国会期成同盟の第2回全国大会（東京）で次会までに憲法草案を持ち寄ろうと決議した。それに応じて千葉卓三郎の作成が開始されたと見られている。

鮎子 それからどうなったの。

父 五日市の場合五日市市芸講談会という学習結社があったが、彼らの援助を得て千葉が中心になり14年半ば頃までに完成をみたとされている。千葉は14年には五日市勸能学校を退職、草案をたずさえ北多摩郡奈良橋村に転居している。

杉夫 関東の植木枝盛でも目指したのでしょうか。

父 ところが草案持ち寄り予定の第3回期成同盟の全国大会では憲法審議はなされず、14年10月12日政府は先手をうって10年後（明治23年）の国会開設を詔勅を以って約束し、在野民権家の活動を封じた。千葉は16年11月結核に斃れ（31歳）、五日市憲法草案は深沢家の土蔵に退蔵、昭和43年色川大吉先生らの手によって発見されるまで長い眠りに入った。

鮎子 千葉卓三郎はついてない人ね。でも85年後によみがえったわけ。

## 2. 五日市憲法草案の人権条項の特色

父 ヨーロッパに伝統的にある自然法という考え方を知っているかね。

杉夫 自然法は天然自然の理法で人間の作った法（実定法）に優先するという思想でしょう。

父 その通り、フランス革命ではその自然法と人権を結びつけ、人権こそ自然法だ、人間は生まれながらにして自由で平等であり、これは後から人間（権力）が法をつくって差別・抑圧しようとしても侵すことは出来ないと解された。これを天賦人権説というが、五日市憲法の人権に対する考え方は正にこの系譜を受けついでいる。「45. 日本国民ハ各自ノ権利自由ヲ達ス可シ他ヨリ妨害ス可ラス且国法之ヲ保護ス可シ」（冒頭の数字は条文の一連番号、原文にはないが便宜上つけた）という条文が「国民ノ権利」の章の始めにある。色川先生のお弟子さんで草案の実質的発見者である新井勝紘さんがこの条文を推奨して止まない。明治憲法の人権条項と比較するとその価値がよくわかる。明治憲法は伊藤博文がヨーロッパの新興国プロシヤの憲法を真似て人権を憲法で守らせず法律の枠内で認めた。従って戦時中「治安警察法」さらに「治安維持法」が作られ国民の思想の自由は完全に侵された。草案45条は人権の不可侵性を宣言し、法律にはその保護役を命じている。これに対し明治憲法は法律に人権の規制役と監視役を勤めさせている。

杉夫 天地の差ですね。

鮎子 この条文は五日市中学校庭にある「五日市憲法草案の碑」の第一番目にでているわ。

父 幕府が倒れて10年程でこの条文が出来たことを考えると日本人の西洋の精神文化に対する理解度と、摂取の敏捷性に驚くね。現行憲法の13条「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求

に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする。」は相対応する条文で、文章はソフトであるが五日市憲法草案45条と基本に於て相通ずるものがある。

## 3. 五日市憲法草案の統治機構の特色

鮎子 私擬憲法はどの位見付けられているの。

父 30位といわれていたが、新井さんの話ではもっと多いという。

杉夫 五日市憲法草案では主権は天皇にあるのでしょうかね。

父 勿論立憲君主制だ。植木枝盛の「東洋大日本国国憲案」は異色だが殆どの私擬憲法が天皇主権のようだ。天皇は徳川幕府を倒した維新政府にとってお護り札のような存在であり、旧武士の教養であった儒学からみても王覇の説の王者であった。

杉夫 王者は仁（愛）によって治め、覇者は武（力）によって治めるというのでしょうか。

父 民権家も天皇を庶民の味方、悪いのは藩閥政府と思っていた傾向がある。だから君主主義はごく自然の流れで、天皇の下に三権分立の政治が考えられた。実は五日市憲法草案の統治機構については、色川先生がある講演会で明かされたことだが「千葉は国帝（天皇）の欄（41ヶ条？）を嚶鳴社（関東の立志社といわれた指導的民権結社）の草案を丸写しにしている。さすがの千葉も時間に追われ手抜きしたのでしょう」との話があった。

杉夫 それでは「人権保障」と「統治機構」、目的と手段に一貫性がなくなりますね。

父 進んだ人権保障、遅れた統治機構と批判されても止むを得ないが、それを頭において先ず立法から見よう、国会は二院制で民選議院と元老院から成る。元老院は勅選で定員40名、終身制となっている。当然ながら政府側の功労者が選ばれるだろうね。

杉夫 民選議院との対立が目に見えるようですね。

父 民選議院を抑制する機関として保守の牙城になるね。次に国帝との関係だが国帝は国会の起議に対し拒否権（允否）がある（38条）、これに対し国会は国帝の起議に修正権をもつ（86条）、両者刺し違える形だが国帝の拒否権は嚶鳴社原案だろう。面白いと思ったのは112条で政府に人権侵害等の憲法違反的行為があれば国会はすすんで反対し、（根拠になった法律等の）公布を拒否できるという。この条文は人権擁護と有機的関連があり、新井勝紘さんも注目している。また国

会と行政の間には、行政官は国会に対し責任を負い、不信任を受ければ辞職する(165条)という条文がある。新井さんは恐らくこれを取りあげたのだろう五日市憲法の特色の一つとして議院内閣制をあげておられる。「自由民権と近代社会」吉川弘文館)

杉夫 議院内閣制というのは国会を母胎として内閣が生まれる。多数党の党首が内閣を組織し、議会で信任がある限り政権を担当するという制度でしょう。

父 政党の存在を前提にした議会政治の代表的形態で、いまの日本がそうだ。大統領制に対しイギリスの議会で長い歴史をかけて作り上げた制度だね。五日市憲法165条だけでは議院内閣制の要件を満たしていないと思うよ。しかし明治憲法の国務大臣は任命者の天皇にのみ責任を負うというのに、同じ天皇を任命者としながら国会に責任を負うという点は評価できる。卓三郎がイギリス議事を調べていたことは彼の図書目録から推察される。次に裁判所へうつろう。28条に国帝は刑事裁判のやり直しを命ずる権がある。これは司法の独立を犯すひどい条文だ。天皇を正義の味方・民衆の見方とする先入観があるのかも知れないが、国帝の独裁行為と言える。

杉夫 嚶鳴社草案丸写しの罪でしょうね。

父 最期に三権分立から独立した国帝の大権事項がある。その代表的なものが軍隊に対する統帥権(直属)21・22条と外国に対する外交権(開戦・閉戦・条約締結権)35・36・37条である。この大権事項は明治憲法でいえば国務大臣の輔弼を必要としているが、今回の敗戦の原因は軍部が統帥権の独立を言い立て、政治を思うように引き廻したことに始まっている。五日市憲法にも同様の欠陥がある。

杉夫 三権分立の枠外の権力をつくり、天皇にその権力を集中させ、それを利用した。

父 日本にも大正デモクラシーと呼ばれた時代を中心に政党政治が定着し、議院内閣制が運用されたことがあったが、昭和に入り軍部の大陸進出が本格化するとともに崩れた。国会を中心とした政治運営は結局成熟をみなかった。

杉夫 「人権憲法」と「君主主権」とは矛盾するのでしょうかね。

鮎子 象徴天皇ならばいいでしょ。

父 いずれにしても千葉は大変なものに取組んだとつくづく思うね。

#### 4. 五日市学芸講談会と千葉卓三郎

父 五日市憲法草案作成に当って千葉をたすけたとされる五日市学芸講談会について話そう。例の嚶鳴社が八王子に支社を設立するのに合せて明治13年五日市につくられた民権の学習結社だ。

杉夫 誰が発起し、どういう人達に呼び掛けたの。

父 明治12年第一回神奈川県議員選挙があり、西多摩郡から土屋勘兵衛が当選したが、彼を押し立て五日市の馬場勘左衛門(44歳)と深澤権八(19歳)らが発起した。メンバーは大区小区制時代(明治7~11年)小区戸長であった勘兵衛の下で各村の村用掛、村用補をつとめた村役人層の若手が主力だね。

鮎子 勘兵衛の選挙地盤の人々ね。

父 この会は討論会をやったり、民権家を呼んで講演会を開いたり、図書を購入したりした。10数年前はタブーであった天下国家を論ずることはそれだけで開放感を感じることだし、それに三多摩地区は天領・旗本領が多く藩閥政府には反発感をもっており、会は民権の時流に合致した。

<sup>なおまる</sup>深澤権八は旧名主の父名生にすすめられ15歳位で深沢村の村用掛となった。早熟な秀才で、民権教員千葉卓三郎の弟子兼パトロンだった。旧伊奈村村用掛大福清兵衛と旧戸倉村村用補大上田彦左衛門が権八とともに会の世話人をつとめている。

杉夫 みんな地域を代表する有力者ですね。

父 土屋と大福は隣村の名主家同志で互に姻籍関係にある。色川先生は民権的主旨に共鳴した人々の集まりと解され、草案発見当時「民衆憲法の創造」という本を出された。そこには「一日の労働を終えた人々がお寺(深沢家の隣り真光院)に集まって憲法的一条一条を討議した」というイメージを描かれた。後に色川先生はご意見を修正されたが、一般の読者が一番感動したのは労働する若者が憲法を討議する情景で、このイメージは独り歩きし、取り消すことは困難であった。

鮎子 働く民衆でなく、実は地域のボス達。

父 これは私の推定だが千葉が憲法作成に当って最もほしかったのは各種の資料だと思う。幸い土屋勘兵衛が同僚県議員を通じて嚶鳴社の草案を入手してくれたが、法律の基礎知識から先進国の憲法・政治制度も知りたい、図書費だけはいくらあっても足りない。郷土館で入手した千葉の図書目録には立法論綱・法律原論・民法論綱・刑法論綱・各国憲法・英国議院章程等

数十冊の書名が代価とともに書き込まれていた。深沢の土蔵から発見された書籍は千葉の要請により学芸講談会の会費で購入されたものが多く含まれているだろう。実は15年1月講談会会計係佐藤蔵之助が千葉に脱会を申し出ている。図書購入が原因と推察されるが会員の千葉に対する思いも様々であった。

しかし権八らの信頼は絶対であり、彼等の物心両面に亘る支援なくして卓三郎の憲法作成はあり得ない。彼は狷介な男で、彼が心を許していたのは権八・名生親子の他多くはなかった模様であるが、権八らの心酔ぶりは徹底しており、14年秋勸能学校の責任者永沼織之丞が五日市を去ると早速卓三郎を呼び戻し後任の責任者に迎えた。しかし15年には結核が進行、卓三郎はその本領を発揮する暇もなく、16年11月本郷竜岡病院にて死去した。五日市の同志は憲法草案を数少ない彼の遺品とともに郷里宮城県白幡村（旧志波姫町、現栗原市）に送ったが後日あらためて（権八の希望か）深澤家に送り返してもらったという。

鮎子 それで深沢の土蔵にあったのね。

父 草案には冒頭に陸陽仙台千葉卓三郎草としたため、「葉卓」の印が四箇所に押してある。草案の字は権八の手に酷似している。

## おわりに 深澤家のその後

父 早熟な秀才権八は卓三郎の死後も自由民権の初志を貫き、明治17年8月25日には板垣退助を青梅の大柳に招いて自由党の懇親会（200余名出席）を開いたり、18年1月国会開設期限短縮建白書を元老院に提出したりしたが、23年12月突然の逝去をみた。神奈川県会議員在任中、29歳。

鮎子 奥さん可愛そう。

父 父親名生はその後1年半余生きて25年8月に亡くなったが、彼の死後 みな（茂平妻）かね（名生妻）だい（権八妻）エイとその妹（権八娘）と四世代にわたる女性だけが残った。

鮎子 随分詳しいのね。

父 旧戸倉村黒山儀三郎が日記を残しているが彼は晩年の名生と親しく林業の共同経営をしている。死期を悟った名生は儀三郎を手離さず死後の後見を頼んでいる。

杉夫 深澤家は一種の危機に陥ったのですね。

父 幸いなことに後日になって権八の同志大福清兵衛が長男誠一をエイの婿に約し、後見も勤めた。権八の

死によって五日市地区の民権運動は事実上止んだ。

杉夫 世はまもなく日清・日露の戦争の時代に入りますね。

父 戦争の時代は意外に長引き1945年まで続いた。その間人々は個人より国家優先の暗い時代に生き、それがあたり前のように思っていた。私は学徒出陣し外地より遅れて復員した。今の憲法に出逢ったとき、ゾクゾクとして恥ずかしかった。それは初恋の人と出合った時の恥ずかしさであり、死を前提として、青春を生きたもののみが知る胸震いだった。「国民は個人として尊重される幸福追求に対する国民の権利は国政の上で最大の尊重を必要とする。」例の13条だ。



深澤家の人々 女性2人は権八息女、右は長女エイ氏（大正6年） 中央は誠一氏、その前は和彦氏

色川先生の草案発見のおかげで、我々は五日市にも自由民権に燃えた時代があったことを知り、異郷より流れてきた卓三郎を知り、卓三郎と権八らの出会いが一つの人権尊重の心にあふれる憲法を生んだことを知った。それは必ずしも完全なものとは言えないけれど太い線が現行憲法に通じていた。君達がここで学んだことは？

杉夫 個人が目的、国家は手段ということです。

父 そうだね。国家が目的となる時代はキナ臭い。